

監査公告第 11 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による総務部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 10 月 27 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

総務部 定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和2年9月10日から令和2年10月9日まで

第3 監査の対象

総務部の令和2年度（令和2年8月末現在）の財務に関する事務及び行政事務の執行状況、物品・施設の管理状況

第4 監査の着眼点

- (1)財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2)行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3)財務4表の作成事務の効率性と活用など、今後計画性が見込まれているか。
- (4)旅費支給事務の適正な取り扱いの確保がなされているか。
- (5)避難所運営における「新型コロナウイルス対策」の実施体制の準備がなされているか。
- (6)例月出納検査の調書に関して、決算書等との整合性を確保しているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・旅費支給事務の取り扱いについて、次のとおり意見を付す。

旅費支給の運用細部については、社会情勢を踏まえた適宜適切な取り扱いが必要である。しかるに、庁内通知文に廃止済み規程の引用が記載されたままとなっており、内容の点検がなされていない箇所がある。規定事項に不足がないか、常に点検し、全庁的に円滑な取り扱いがなされるよう対応されたい。特に近年の高速道路 ETC 利用や宿泊費の等級の適用方法など、一部に課題が残っている。十分に精査し対応されることを期待する。

第8 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

総務部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 地方公務員の定年の引き上げへの対応について
2. 旅費支給の取り扱い（通知）の改善について
3. 防災情報伝達システム整備状況について
4. 財政の健全化について
5. 財務書類作成の業務委託と今後の有効活用について
6. 介護保険特別会計（収支月計表）の決算書等書式との整合性確保について